大里広域地域包括支援センター事業業務委託仕様書

大里広域市町村圏組合

大里広域地域包括支援センター事業業務委託仕様書

Ⅰ　目的

介護保険法（以下「法」という。）第 115 条の 46 の規定に基づき、設置された地域包括支援センター（以下「センター」という。）において包括的支援事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び、生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする。

本業務の受託事業者（以下「受託者」という。）は、大里広域市町村圏組合（以下「組合」という。）が提示する委託仕様書、当該年度の運営方針に基づく事業計画を策定し、これに基づき業務を適正に実施するための体制を構築し、業務を行うものとする。事業計画の策定にあたっては、組合及び熊谷市、深谷市、寄居町（以下「市町」という。）と協議を行う。

Ⅱ　委託期間等

１　委託期間

令和４年４月１日から令和７年３月３１日までの３年間とする。

２　開所日

月曜日から金曜日までとし、祝日及び１２月２９日から１月３日を除く。

３　開所時間

午前９時から午後５時までとする。

センターの開設時間においては、必ず１人の職員は事務室内に残り、相談業務等に対応できる体制をとること。また、センターの開所時間外においても、緊急時に連絡が取れるよう、必要な措置を講じること。

センターの趣旨を踏まえ、公正かつ中立な運営を図るための必要な措置を講じること。

４　開所場所

担当圏域内で、法人の運営する指定介護保険事業所に設置することとする。ただし、特に組合の管理者が認めた場合は、この限りでない。

５　担当圏域

別表のとおりとする。

Ⅲ　業務内容

Ⅰの目的を達成するために、センターは地域支援事業実施要綱、大里広域市町村圏組合地域包括支援センター基本指針・運営指針等の規定に基づき、次に掲げる業務を行うこと。各業務の主な内容は、１～４の各項のとおりとする。

業務の遂行のあたっては、市町と密に連携し、「地域包括支援センター運営マニュアル～さらなる地域包括ケアの推進と地域共生社会の実現に向けて～」（一般財団法人　長寿社会開発センター発行）や「地域包括支援センターの設置運営について」（平成 18 年 10 月 18 日付老計、老振、老老発第 1018001 号）

（平成 30 年 5 月 10 日一部改正）を遵守して、職員は、各業務に一体的・包括的に取り組むこと。

1　介護予防・日常生活支援総合事業

⑴　第 1 号介護予防支援業務（法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニ）

介護予防ケアマネジメントは、地域支援事業実施要綱別記１の（１）イ（エ）を参照すること。

なお、介護予防ケアマネジメント業務の一部を委託した場合においては、介護予防ケアマネジメント原案の内容の妥当性の確認、評価を適切に行い、必要に応じて、指定居宅介護支援事業所に対し、助言・指導を行うとともに、委託先の指定居宅介護支援事業所の業務の履行につき、不適切その他重大な問題が認められる場合は、その内容を組合に報告すること。

⑵　一般介護予防事業（法第 115 条の 45 第 1 項第 2 号）

以下の業務を市町と連携し、実施すること。

ア　介護予防把握業務

閉じこもり等何らかの支援を要する者を早期に把握し、住民主体の介護予防活動につなげること。

イ　介護予防普及啓発業務

介護予防に資する基本的な知識の普及啓発を行うこと。

ウ　地域介護予防活動支援業務

介護予防に資する多様な地域活動組織（住民主体の通いの場等）の育成及び支援を行うこと。

2　包括的支援事業

⑴　総合相談支援業務（法第 115 条の 45 第 2 項第 1 号）

ア　地域におけるネットワーク構築業務

イ　実態把握

ウ　総合相談支援

(ｱ)　初期段階での相談対応

(ｲ)　継続的・専門的な相談支援

エ　家族を介護する者に対する相談支援

オ　地域共生社会の観点に立った包括的な支援の実施

⑵　権利擁護業務（法第 115 条の 45 第 2 項第 2 号）

ア　成年後見制度の活用促進

イ　老人福祉施設等への措置の支援

ウ　高齢者虐待への対応

エ　困難事例への対応

オ　消費者被害の防止

⑶　包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（法第 115 条の 45 第 2 項第

3 号)

ア　包括的･継続的ケア体制の構築

イ　地域における介護支援専門員のネットワークの活用

ウ　日常的個別指導・相談

エ　支援困難な事例等への指導・助言

なお、上記の事項を効果的に実施するために、地域包括支援ネットワークを構築すること。

オ　地域ケア会議の実施

包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施と、地域包括ケアシステムの構築のために、市町と連携して地域ケア会議（自立支援型等）を実施すること。

個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成につなげるため、地域ケア会議で得られた地域課題を検討し、課題の解決にあたっては、市町と一体的に取り組むこと。

⑷　在宅医療･介護連携推進事業との連携（法第 115 条の 45 第 2 項第 4 号）

市町等と連携し、在宅医療と介護の一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等関係者の連携を推進すること。

⑸　生活支援体制整備業務（法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号）

第２層生活支援コーディネーターを配置し､以下の業務に取り組むこと。

ア　地域資源の把握

イ　多様な主体による生活支援・介護予防サービスの創出

ウ　協議体等を活用した地域活動の活性化

⑹　認知症総合支援業務（法第 115 条の 45 第 2 項第 6 号）

認知症地域支援推進員を配置し、以下の業務に取り組むこと。

ア　医療機関、介護サービス事業者や認知症サポーター等との連携

イ　地域における相談支援体制の強化

ウ　認知症の人の家族に対する支援事業の実施

３　指定介護予防支援業務（法 8 条の 2 第 16 項）

法第 115 条の 22 の規定に基づき、センターに併設して、指定介護予防支援事業所を設置し､「介護予防支援（要支援者に対する予防給付のマネジメント)」（以下､「介護予防支援」とする）を実施すること。

なお、介護予防支援の業務の一部を委託した場合においても、介護予防サービス計画原案の内容の妥当性の確認､介護予防サービス計画に係る実施後の評価を適切に実施し､必要に応じ指定居宅介護支援事業所に対し､助言･指導を行うとともに､委託先の指定居宅介護支援事業所の業務の履行につき､不適切その他重大な問題が認められる場合は､その内容を組合に報告すること。

４　その他

法第 115 条の 46 の規定に基づき、市町が取り組む地域支援事業等に協力すること。

また、国の制度改正等に伴い、センターにおいて実施する必要が生じた業務を実施すること。

Ⅳ　人員配置

１　介護保険法施行規則第 140 条の 66 第 1 項第 1 号の規定により、次の職員を各 1 名は、常勤かつ専従で配置するものとする。ただし、業務量に応じて、職員を複数配置する場合は、一部の職員は非常勤でも可とする。

⑴　保健師その他これに準ずる者

保健師に準ずる者として、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師、かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を１年以上有する者とする。（準看護師を含まない。）

⑵　社会福祉士その他これに準ずる者

社会福祉士に準ずる者として、福祉事務所の現業員等の業務経験が５年以上、又は介護支援専門員の業務経験が３年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に３年以上従事した経験を有する者とする。

⑶　主任介護支援専門員その他これに準ずる者

主任介護支援専門員に準ずる者として、ケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有する者とする。

なお、社会福祉士に準ずる者、主任介護支援専門員に準ずる者については、将来的に社会福祉士、主任介護支援専門員の配置を行うこと。

２　第２層生活支援コーディネーターの配置

「地域支援事業の実施について」（平成 18 年 6 月 9 日付老発第 0609001 号）（令和 2 年 5 月 29 日一部改正）別記３の２（３）ア（エ）に準ずる者とすること。なお、埼玉県が実施する研修を終了していない場合には、速やかに当該研修を受講し、資質の向上に努めること。なお、非常勤職員でも可とするが、他と兼務する場合には、上記１の⑴～⑶の者以外との兼務とする。

３　認知症地域支援推進員の配置

認知症地域支援推進員の資格要件は、「地域支援事業の実施について」（平成 18 年 6 月 9 日付老発第 0609001 号）（令和 2 年 5 月 29 日一部改正）別記３の３（２）ウ（ア）a に準ずる者とすること。

なお、非常勤職員でも可とするが、他と兼務する場合には、上記１の⑴～⑶の者以外との兼務とする。

４　事務員の配置

センターに関する事務を行うための事務職員を配置すること。

なお、非常勤職員でも可とするが、他と兼務する場合には、上記１の⑴

～⑶の者以外との兼務とする。

5　その他

「大里広域市町村圏組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」第６条の規定により管理者１名（上記１の３名の兼務も可。）及び必要な人員を配置すること。

Ⅴ　設備

1　事務室に関する設置基準

センターの事務室は、介護予防支援に関する事務を一体的に行えるよう設ける。事務室は、３つ以上の事務机とケースファイルや書類等を管理することができる程度のスペースを確保すること。

2　相談室に関する設置基準

大人４、５人がテーブルを囲んで話せる程度のスペースを確保すること。（プライバシーが確保されるよう他のスペースとは区分すること。）

3　設置すべき設備（地域包括支援センター支援システムの活用等）

センターに対する事務連絡及びセンターからの月例報告等の送信については、地域包括支援センター支援システム（以下「支援システム」という。）を活用する予定である。

センター受託法人は、センター専用の回線（センター専用の電話番号を確保するため）を敷設するとともに、インターネット環境を整えること。また支援システムを配置するために必要な環境を整備すること。（配線ルートの確保、電源等）

なお、支援システムで使用する機器は組合で用意するが、消耗品等はセンターで対応すること。

4　センター用看板の設置

併設施設と明確に区別したセンター用の看板を、分かりやすい場所に設置すること。

Ⅵ　個人情報

1　基本的事項

センターは、個人情報の保護の重要性を認識し、業務を実施するに当たっては個人の権利・利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2　個人情報の秘密保持

センターは、本業務に関して知り得た個人情報を本業務以外の目的に利用し、又は第三者に知らせてはならない。委託期間が満了し、又は委託を取り消された後においても同様とする。

また、センターの業務に従事している者（従業者）又は従事していた者は、当該業務に関して知り得た個人情報を第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

3　従業者の監督

センターは、その従業者に本業務にかかる個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

4　収集に関する制限

センターは、本業務の実施にあたって個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段において行わなければならない。

5　利用及び提供に関する制限

センターは、組合の指示又は承認があるときを除き、業務以外の目的のために業務に係る個人情報を利用し、第三者へ提供してはならない。

6　安全確保の措置

センターは、業務にかかる個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他の当該個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

7　再委託の禁止又は制限

センターは、業務にかかる個人情報については、自ら取り扱うものとし、第三者に当該個人情報の取扱いを委託してはならない。ただし、組合の承認がある場合は、この限りではない。

8　報告及び調査

組合は、必要があると認められるときは、センターにおける業務にかかる個人情報の取扱いの状況について、報告を求め、実地の調査をすることができる。

9　事故発生時の報告

センターは、上記の内容に違反する事態が生じ、又はそのおそれがあることを知ったときは、直ちに組合に報告し、その指示に従わなければならない。

Ⅶ　職員の資質向上

受託者は、センターを運営するにあたり、業務に必要なものだけでなく、職員の資質の向上のため、接遇、人権啓発および火災、地震等の緊急時の対応等、幅広い研修を受講させること。

Ⅷ　公平性・中立性の確保

受託者は、センターを運営するにあたり、正当な理由なく特定の事業者・団体・個人を有利に扱うことがないよう十分配慮すること。

Ⅸ　報告・調査・改善指導

1　報告

報告は、以下のものを提出すること。

⑴　事業計画、予算書

⑵　実績報告、決算書

⑶　月次実績報告書
⑷　地域包括支援センターの評価
⑸　その他各種調査に関する報告等

２　調査

センターの業務実施状況を調査し、報告又は資料の提出を求める。

業務の遂行状況や実績報告書を確認するため、訪問調査等を実施する。

３　改善指導

報告の内容、訪問調査等の結果に基づき、改善指導を実施する。なお、改善が不十分な場合には、大里広域市町村圏組合介護保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）の意見を踏まえ、委託期間満了を待たず契約を解除する場合がある。

Ⅹ　業務の引継

本業務受託法人は、委託期間終了時に、次期受託法人が円滑かつ支障なく本業務を遂行できるよう、引継ぎを行うこと。

Ⅺ　感染症予防対策

業務を行うにあたり、以下のことに留意すること。

１　基本的な感染症対策

厚生労働省の示す「保育所における感染対策ガイドライン（2018 年改訂版）」や「高齢者介護施設における感染対策マニュアル　改訂版」、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その２）一部改正」を参考にし、適切に対応すること。

（参考）

・「保育所における感染症対策ガイドライン（2018 年改訂版）８ページ　飛沫感染対策、１２ページ　接触感染対策
・「高齢者介護施設における感染対策マニュアル　改訂版」４ページ　感染経路の遮断
・「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その２）一部改正」１８ページ　感染防止に向けた取組

２　新型コロナウイルス感染症対策

厚生労働省からの「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について」「新型コロナウイルスに関するＱ＆Ａ」等の通知等の情報収集を行い、適切に対応すること。新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて最新の情報を得ようと努めること。

Ⅻ　その他

各業務の実施にあたっては、下記を遵守するほか、本仕様書に定めのない事項を含む疑義については、組合と協議のうえ決定する。

１　「地域支援事業の実施について」（平成 18 年 6 月 9 日付老発第 0609001 号）（令和 2 年 5 月 29 日一部改正）

２　「地域包括支援センターの設置運営について」（平成 18 年 10 月 18 日付

老計、老振、老老発第 1018001 号）（平成 30 年 5 月 10 日一部改正）
3　大里広域地域包括支援センター　基本指針・運営指針
4　各業務に関し提示する通知等
5　センターを紹介するパンフレット・チラシ等の作成物、従業者の身分証明書及び名刺には、法人内の他の事業所の名称の情報を掲載しないこと。
6　センターは、地域の状況を把握・分析し、年度計画や事業計画に活かすこと。
7　センターは、運営について自己評価を行い、事業の質の向上に努めるとともに、組合や運営協議会の評価を踏まえ、適切に対応すること。

日常生活圏域（令和３年４月現在）

圏域名	住　所　区　分
熊谷妻沼	妻沼、妻沼中央、妻沼東１丁目～5 丁目、弥藤吾、男沼、出来島、間々田、妻沼小島、妻沼台、妻沼西１丁目～2 丁目、飯塚、市ノ坪、上江袋、道ヶ谷戸、永井太田、原井、八木田、江波、上須戸、上根、善ヶ島、田島、西城、西野、八ツ口、大野、葛和田、俵瀬、日向、弁財
熊谷北西部	柿沼、代、新島、原島、上奈良、四方寺、下奈良、中奈良、奈良新田、下増田、西別府、東別府、別府１丁目～5 丁目
熊谷西部	久保島、高柳、新堀、玉井、玉井１丁目～5 丁目、玉井南１丁目～3 丁目、拾六間、新堀新田、御稜威ヶ原、三ヶ尻、美土里町１丁目～3 丁目、籠原南１丁目～3 丁目
熊谷北東部	箱田、箱田１丁目～7 丁目、肥塚、肥塚１丁目～4 丁目、上川上、上之の一部、中西１丁目～2 丁目、中西 3 丁目の一部、中西 4 丁目の一部、今井、大塚、小曽根、上中条、池上、下川上、中央１丁目～5 丁目
熊谷中央西部	赤城町１丁目～3 丁目、月見町１丁目～2 丁目、伊勢町、榎町、見晴町、宮本町、曙町１丁目～5 丁目、河原町１丁目～2 丁目、桜木町１丁目～2 丁目、万平町１丁目～2 丁目、宮前町１丁目～2 丁目、大麻生、川原明戸、小島、広瀬、武体、瀬南
熊谷中央	仲町、本町１丁目～2 丁目、鎌倉町、星川１丁目～2 丁目、弥生１丁目～2 丁目、宮町１丁目～2 丁目、末広１丁目～3 丁目、末広 4 丁目の一部、筑波１丁目～3 丁目、銀座１丁目～7 丁目、本石１丁目～2 丁目、石原、石原１丁目～3 丁目、平戸の一部、円光１丁目～2 丁目、大原１丁目～4 丁目、桜町１丁目～2 丁目
熊谷東部	末広 4 丁目の一部、上之の一部、中西 3 丁目の一部、中西 4 丁目の一部、佐谷田、戸出、問屋町１丁目～4 丁目、平戸の一部、太井、久下、久下１丁目～4 丁目
熊谷南部	平塚新田、万吉、村岡、楊井、上恩田、吉所敷、屈戸、小泉、下恩田、高本、津田新田、手島、中恩田、中曽根、沼黒、相上、胄山、小八林、玉作、津田、船木台１丁目～5 丁目、箕輪、向谷、押切、上新田、成沢、樋春、御正新田、三本、江南中央１丁目～3 丁目、板井、小江川、塩、柴、須賀広、千代、野原
深谷西部	岡、普済寺、岡部、岡里、榛沢、後榛沢、山崎、榛沢新田、沓掛、西田、本郷、今泉、針ケ谷、山河、櫛挽、岡１丁目～2 丁目
深谷中央第１	深谷、深谷町、仲町、本住町、稲荷町１丁目～3 丁目、稲荷町北、田所町、天神町、西島、西島町１丁目～3 丁目、西島 4 丁目～5 丁目、緑ケ丘、田谷、東大沼、栄町、西大沼、曲田、伊勢方、寿町、上敷免、高畑、内ケ島、矢島、大塚島、起会、谷之、戸森
深谷北東部	東方の一部、原郷、常盤町、国済寺、東方町１丁目～5 丁目、国済寺町、本田ケ谷、幡羅町１丁目、明戸、宮ケ谷戸、上増田、蓮沼、藤野木、堀米、江原、石塚、沼尻、新井、前小屋、血洗島、南阿賀野、北阿賀野、横瀬、町田、上手計、下手計、大塚、中瀬、新戒、高島、成塚
深谷中央第２	萱場、見晴町、宿根、上野台の一部、桜ケ丘、秋元町、上柴町西１丁目～7 丁目
深谷中央第３	人見、柏合、樫合、櫛引、大谷、境、折之口、上野台の一部、上柴町東１丁目～7 丁目、東方の一部
深谷南部	本田、畠山、上原、田中、長在家、菅沼、武川、瀬山、川本明戸、白草台、武蔵野、小前田、荒川、黒田、永田、北根、緑台
寄居北	寄居、藤田、末野、金尾、風布、桜沢、用土
寄居南	折原、立原、秋山、三品、西ノ入、鉢形、露梨子、三ケ山、保田原、小園、富田、赤浜、牟礼、今市、鷹巣、西古里